

第4回

広域被災者データベース・システム構築検討ワーキンググループ

議事(3)

導入手順書パート

2025/3/17(月)

# 3/17(月) 第4回検討WG 導入手順書パートのアジェンダ



## 本会議の ゴール

これまでの検討経緯のご報告および、成果物(導入手順書)の確認

#	議題	内容	時間
1	導入手順書の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>成果物(手順書)の構成・概要説明<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 広域被災者データベース・システムの定義</li><li>✓ 機能(ID、アクセス制御等)</li><li>✓ システムを活用してできること・メリット(ユースケース①～④)のご説明</li></ul></li></ul>	25分
2	ご意見と対応状況	<ul style="list-style-type: none"><li>これまでいただいたご意見とその対応方針のご説明</li></ul>	15分
3	質疑	<ul style="list-style-type: none"><li>導入手順書に関する質疑</li></ul>	10分
合計			50分

# 導入手順書の概要

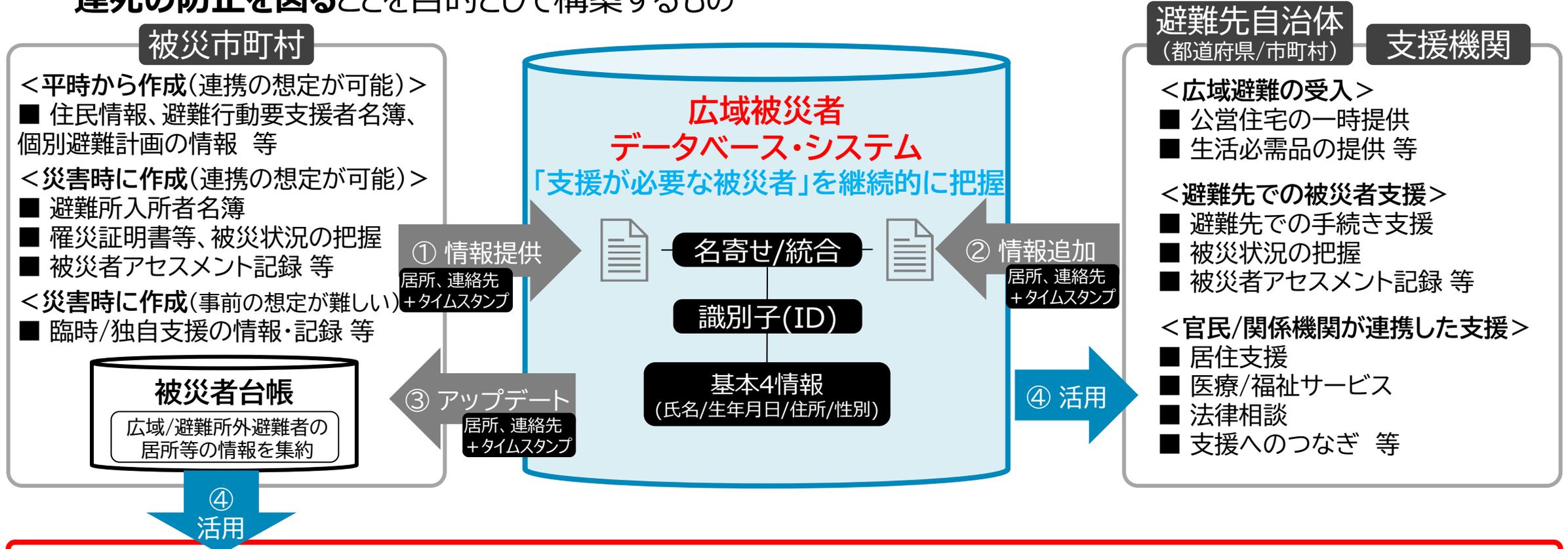
- 導入手順書は、広域被災者データベース・システム(以下、「本システム」)の導入・運用にあたって、都道府県や市町村が行うべき作業を手順として説明したもの

## 導入手順書(本紙) 目次構成

大項目	中項目	概要
1.はじめに	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年能登半島地震を踏まえた本システムの必要性の概要説明</li> </ul>
2.広域被災者データベース・システムとは	2.1.広域被災者データベース・システム整備の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>本システムの定義や機能、活用した業務               <ul style="list-style-type: none"> <li>- アクセス制御の在り方</li> <li>- 具体のユースケース</li> </ul> </li> </ul>
	2.2.石川県が応急的に構築した「被災者データベース」を活用した被災者支援業務	
3.広域被災者データベース・システム 導入・運用の流れ	<平時に実施する事項>	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入主担当部署の決定</li> <li>都道府県におけるシステム導入の検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>- コスト最適化の工夫</li> </ul> </li> <li>関係者間での検討会開催</li> <li>起動前の決定事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 個人情報取り扱いの確認</li> <li>- マイナンバー及びマイナンバーカードの利活用</li> </ul> </li> <li>本システムの調達方法、運用訓練</li> <li>本システム起動の決定</li> <li>被災者の基本情報、システムの利用者登録</li> <li>アカウントの管理</li> <li>本システムのユースケース</li> <li>利用状況の評価を踏まえた運用停止決定</li> <li>データの引継ぎ</li> </ul>
	3.1.広域被災者データベース・システムの導入の検討	
	3.2.関係者(市町村、関係団体)との協議	
	3.3.広域被災者データベース・システムの調達	
	3.4.広域被災者データベース・システムの運用訓練	
	<発災時～応急期に実施する事項>	
	3.5.広域被災者データベース・システムの起動	
	<復旧期～復興期に実施する事項>	
3.6.広域被災者データベース・システムの運用		
3.7.広域被災者データベース・システムの停止		

# 広域被災者データベース・システムとは

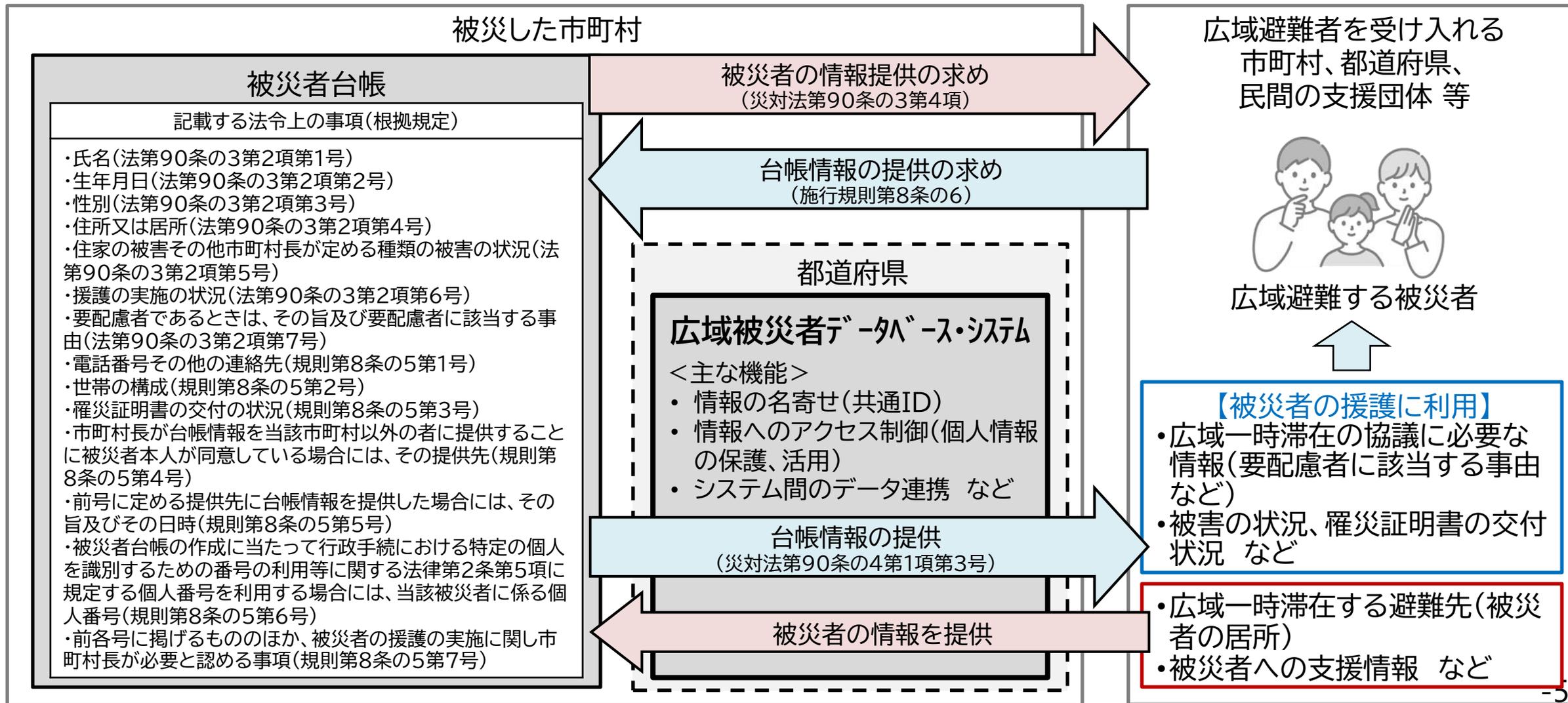
- 広域災害において、都道府県が被災市町村から被災者を特定する基本情報を取得し、被災者の居所や連絡先、被災者を支援した者が取得する被災者に関する情報をデータベースに管理し、支援者間で被災者の状況を円滑に共有することで、**広域避難の円滑化、被災者に対する福祉的支援等の充実、災害関連死の防止を図る**ことを目的として構築するもの



- **災害関連死の防止**  
→ 被災者見守り・相談支援など
- **適切な支援情報の提供**  
→ 給付金の申請案内など
- **事務負担の軽減**  
→ 情報収集・集計業務など

# 広域被災者データベース・システムによる情報連携

「広域被災者データベース・システム」は、広域避難する被災者を受け入れる市町村や都道府県が被災者の情報を当該システムに整理し、その支援情報を記録するとともに、被災者の住民票がある被災市町村や都道府県、民間の支援団体と、必要な情報連携を行います。被災者の情報は、災害対策基本法や個人情報保護法の規定に従い、取り扱います。



# 被災者を特定する共通IDと名寄せに必要な情報

## 【①被災者を特定する共通ID】

本システムは、異なるシステムで管理される被災者個人の情報を同じ個人として識別するために、**共通IDを発行して被災者の情報を管理**します。これにより、**効率的なデータ管理とセキュリティの向上が可能**になります。

共通IDとして、**マイナンバーを利用することも考えられます**。

マイナンバーの利用については、番号利用法第9条第1項及び別表第一には「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの」として、「被災者台帳の作成」のみに限られていることから、番号利用法第9条第2項に基づき、都道府県において条例を定める必要があります。

**マイナンバーを利用することにより、正確な名寄せが可能**となりますが、**特定個人情報となりますので、所要の個人情報保護措置やセキュリティ対策が必要**となります。

本導入手順書では、石川県ではマイナンバーを採用しなかったため、マイナンバーを利用することを前提として記載しておらず、別途検討が必要になりますので留意ください。

共通IDとして、**基本4情報や住民基本台帳の識別番号を基に、固有で一意的IDを生成することが考えられます**。

共通IDの発行方法について、都道府県と市町村等の間で協議し、定めておく必要があります。

## 【②名寄せに必要な情報】

共通IDに被災者個人の情報を紐づけるため、「名寄せ」の作業が必要です。**名寄せを行うためには、必ず基本4情報を確認**してください。本導入手順書ではマイナンバーを使う想定ではありませんが、マイナンバー紐づけ誤りと同様に、**共通IDとの紐づけ誤りがないようにしなければなりません**。

正確かつ効率的に名寄せを行うためにも、マイナンバーカードの**基本4情報（券面事項入力補助AP）の活用が有効**です。なお、災害時に被災者が必ずしもマイナンバーカードを携帯しているとは限らないことにも留意してください。

**平時から、共通IDや名寄せの方法を、都道府県と市町村等の間で協議し、定めておく必要があります**。

# アクセス制御の在り方

## 【アクセス制御の在り方】

本システムは、広域避難する被災者等の情報を一つのデータベースに整理し、その支援情報を記録するとともに、被災者の住民票がある市町村や都道府県、民間の支援団体と、必要な情報連携を行い、個々の被災者の情報を一元的に集約するため、被災者の情報は、災害対策基本法や個人情報保護法の規定に従って取り扱います。

本システムでは、被災者の援護に必要な限度で業務に必要な情報を利用または提供するため、**業務実施主体に応じたアクセス制御を行う**機能を備えています。

都道府県のシステム担当は、本システムの機能を活用して、**アカウントを付与**するほか**必要な情報へのアクセス参照範囲を設定**するため、市町村等の担当者との協議を行ってください。これにより、業務実施主体に応じたアクセス制御を行うことができます。

## 【当時の石川県が実施した取り組み】

被災者の援護に必要な範囲に限って情報を共有するため、**複数のデータソースから業務に応じたリソースグループを設定し、業務上、データの利用に必要なユーザーグループのみアクセス可能**としました。

### ①ユーザーグループ設定（組織/業務名/業務担当）

ユーザーグループとして、特定の被災者支援の業務に従事する組織や業務担当者で区分し、情報にアクセスできる権限を設定しました。また、ユーザーグループで扱う業務に応じて、組織や担当者単位でデータを登録・参照・変更・削除する権限（CRUD）を設定しました。ユーザーグループの設定に伴う整理の手順は、次のとおりです。

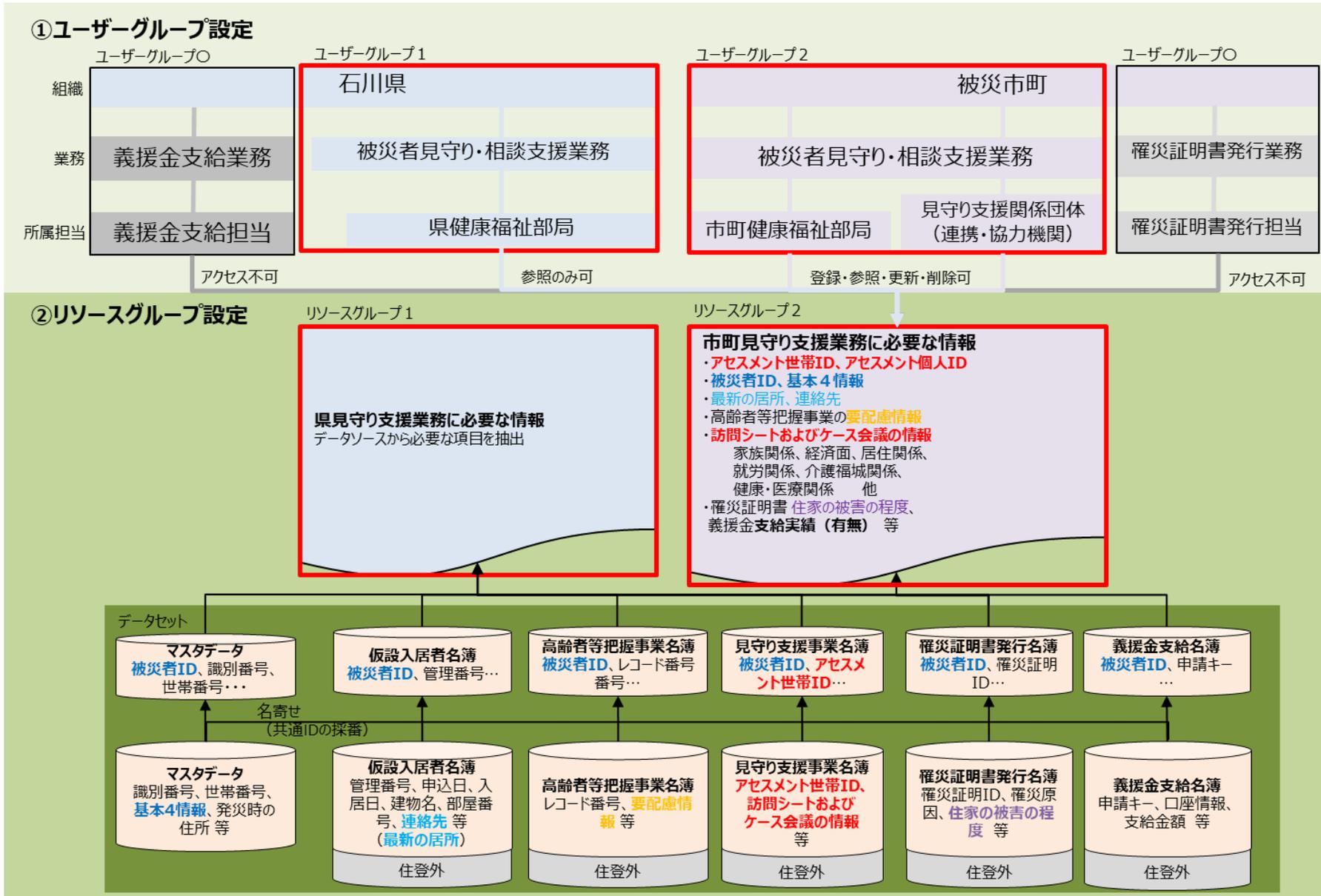
- 1) ユーザーが行う業務を特定する
- 2) 組織（都道府県/市町村）を特定する
- 3) 担当者（システム担当、見守り支援担当など）を特定する

### ②リソースグループ設定（業務に必要な情報の設定）

リソースグループとして、特定のユーザーグループが被災者支援の業務に必要な情報を複数のデータソースから抽出し、提供する情報を設定しました。リソースグループの設定に伴う整理の手順は、次のとおりです。

- 1) ユーザーグループに必要なデータソース・項目を特定する
- 2) データソースから必要な項目を抽出し、リソースグループを設定する

# 石川県が実施したアクセス制御の例



# マイナンバー及びマイナンバーカードの利活用

## 【マイナンバーの利用】

マイナンバーの利用については、番号利用法第9条第1項及び別表第一に定められており、被災者台帳に関する事務は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの」として、「被災者台帳の作成」のみに限られていることから、「台帳情報の提供」にマイナンバーを利用することはできないこととされています（なお、被災者台帳作成市町村内での「台帳情報の利用」については番号利用法第9条第2項に基づき条例に規定すれば可能）。

## 【マイナンバーカードの利用】

マイナンバーカードの利用については、被災市町村等から本システムに被災者の情報（データソース）の提供を受ける場合に、**基本4情報の不足（住所や生年月日の記載漏れ）があることを踏まえ、マイナンバーカードの基本4情報（券面事項入力補助AP）の活用が有効**です。なお、災害時に被災者が必ずしもマイナンバーカードを携帯しているとは限らないことにも留意してください。

## 【当時の石川県が実施した取り組み】

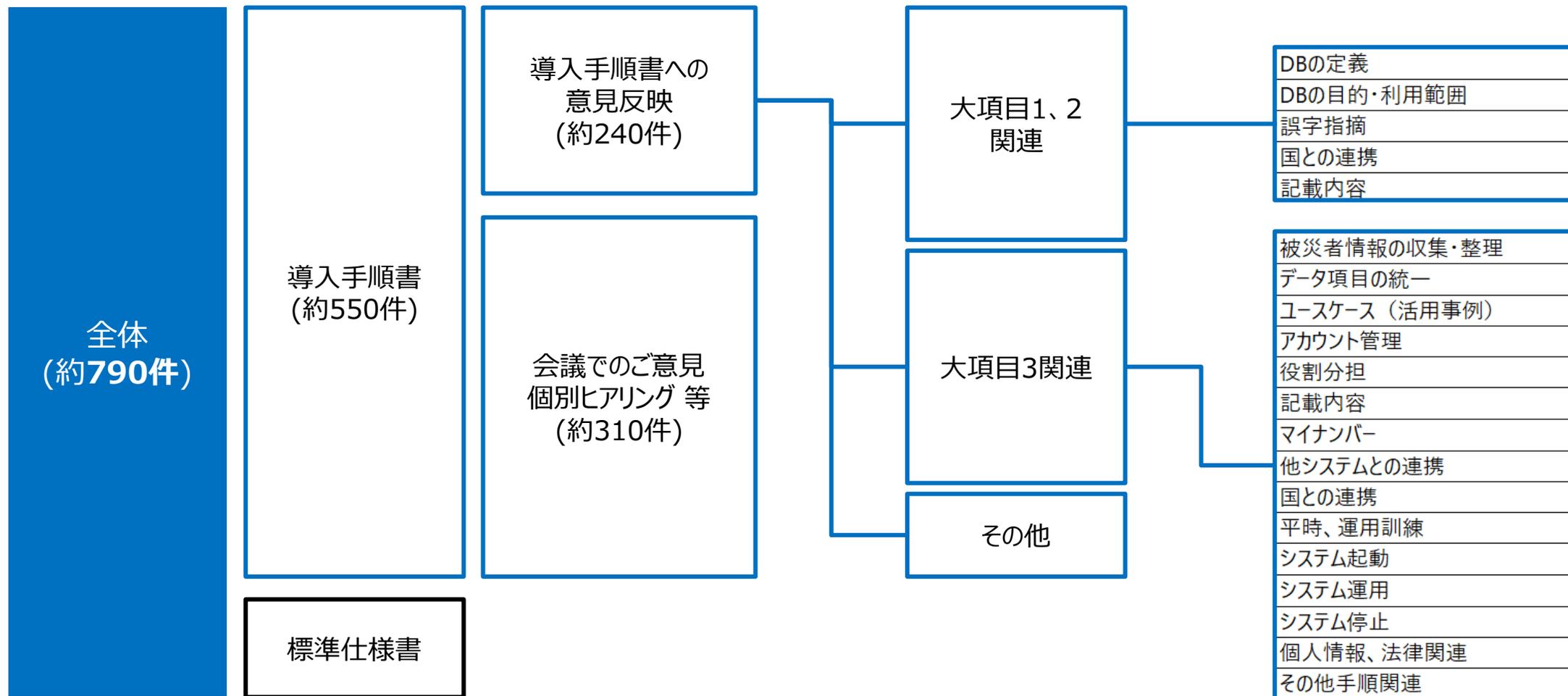
石川県では、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨において、避難所及び避難所外の被災者の状況を把握するため、避難所における避難者の受付等に、マイナンバーカードを活用して基本4情報（券面事項入力補助AP）の活用を検討しましたが、災害時にはマイナンバーカードを携帯していない被災者も存在したことから、その代わりに支援対象となる被災者に配布できるICカードとして、交通系ICカード（Suica・ICOCA）を活用しました。具体的には、避難所における避難者の受付と被災者への入浴サービスの手続きに活用しました。

避難所における避難者の受付においては、避難者にカードを利用することの十分な有用性を示すことができず、利用が進みませんでした。

被災者への入浴サービスの手続きにおいては、カードを利用することの有用性を、入浴支援事業を行う事業者やサービスを利用する被災者に示し、カードを利用する手続きを業務フローの中に組み込むことができ、利用が進みました。

# これまでの会議体や個別ヒアリング等でいただいたご意見概要

- これまでに開催した検討会議体等を通じ、導入手順書の作成にあたり約790件のご意見をいただいた



## これまでいただいたご意見詳細(大項目1・2)

- 導入手順書に対し、これまでの会議体や個別ヒアリング、意見収集等から多様な観点でのご意見をいただき、反映要否の検討・成果物への反映を行った

#	ご意見(抜粋)
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石川県が広域自治体として被災者支援に踏み込むべきと判断したメッセージが見えるとよい。(自治体職員)</li> <li>➡経緯も含めていただいたご意見を反映。(1.はじめに)</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者データベースではどのような機能が活用され、あるいは活用されなかったのか、活用されなかった原因は何か、機能が不足して対応できなかった課題は何かを詳らかにすることが、広域被災者データベース・システムが横展開されていくために必要。(国)</li> <li>➡いただいたご意見について石川県事例に記載。(3.広域被災者データベース・システム導入・運用の流れ&gt; 当時の石川県が実施した取り組み)</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域被災者データベース・システムの対象者となる被災者は、行政が把握する避難者だけではなく、避難所外避難者、外国人や観光客等も含むことに留意が必要。(有識者)</li> <li>➡いただいたご意見を反映。(2.1. 広域被災者データベース・システムの概要&gt; (5)システムで取り扱う対象)</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な支援者が一つのシステムで情報を閲覧したり更新できたりするものであればよい。(都道府県)</li> <li>➡いただいたご意見を反映。(2.1.広域被災者データベース・システム整備の概要&gt; (4)システムの利用者)</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者情報とシステムを紐づけるIDの在り方を検討することが必須。IDにマイナンバーを用いるのであれば、医療情報とも連携も可能と考えられるが、被災時にマイナンバーカードを持っているとは限らない。(都道府県)</li> <li>➡被災者を特定するID、マイナンバーの利活用に関して記載。(2.1.広域被災者データベース・システム整備の概要&gt; (7)被災者を特定するID、3.2.3.本システムを起動する前にあらかじめ決めておくべき詳細事項&gt; (4)マイナンバーの利活用)</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害は市町村単位や都道府県単位で見ると頻繁に起こるものではないため、導入後全国で使えるものとなっている方がよい。導入、運用コストは、国及び地方公共団体が双方で負担することも考えられる。(都道府県)</li> <li>➡第6回検討Tにて引き続き検討な事項を整理、コストの低減のための工夫を導入手順書に記載。(3.2.3.本システムを起動する前にあらかじめ決めておくべき詳細事項)</li> </ul>

## これまでいただいたご意見詳細(大項目3)(1/3)

- 導入手順書に対し、これまでの会議体や個別ヒアリング、意見収集等から多様な観点でのご意見をいただき、反映要否の検討・成果物への反映を行った

#	ご意見(抜粋)
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 原発事故など災害時にいた場所によって支援の仕方が変わるため、基本 4 情報に加えて、発災時の居所情報も大事。(避難先市町)</li> <li>➡基本 4 情報や連絡先に加え、避難場所や避難状況等を収集することを記載。(3.2.3.本システムを起動する前にあらかじめ決めておくべき詳細事項)</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成していたが、活用はできなかった。(避難先市町)</li> <li>➡石川県事例として記載。(3.2.3.本システムを起動する前にあらかじめ決めておくべき詳細事項)</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 仕様書を見るとある程度機能のことは書いていたが、今回の令和 6 年能登半島地震で起きた発災の現場で大変だったことを踏まえ、注意すべきポイントを書けばよい。(委員)</li> <li>➡石川県事例を踏まえ、ユースケースに整理。(3.6.広域被災者データベース・システムの運用)</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 避難された先をさらに移動されることがかなりあったので、避難者自身が避難所を色々な事情で移ることがあることがわかるようにしてほしい。(自治体職員)</li> <li>➡被災者が避難所を移動することを記載し、被災者の居所情報等を関係者間で把握するための手順を記載。(3.6.4.ユースケース②広域一時滞在(広域避難)における避難所運營業務)</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 県知事から各市町の首長宛で通知を出してもらえれば、災害対策本部から防災担当、各課という形で情報が伝達されるのが自然な流れ。(避難先市町)</li> <li>➡ご意見を踏まえ、庁内関係課の役割を整理。(3.1.広域被災者データベース・システムの導入の検討)</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 基本4情報のうち、氏名、性別、生年月日は変わらないが、住所は変化が多い。だからこそ、マスタとなり得るであろう住民票上の住所と、現在の居所が重要。そのためにもマイナンバーの活用が重要。(避難先市町)</li> <li>➡マイナンバーの利活用について記載。(3.2.3.本システムを起動する前にあらかじめ決めておくべき詳細事項) &gt; (4)マイナンバーの利活用)</li> </ul>

## これまでいただいたご意見詳細(大項目3)(2/3)

- 導入手順書に対し、これまでの会議体や個別ヒアリング、意見収集等から多様な観点でのご意見をいただき、反映要否の検討・成果物への反映を行った

#	ご意見(抜粋)
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民情報を取り扱うにあたっては慎重を期した。導入手順書で法的な建付けを明確に示してほしい。(避難先市町)</li> <li>➡本システムを利用して被災者の情報を取り扱う際の根拠法令を記載。(3.2.3.本システムを起動する前にあらかじめ決めておくべき詳細事項)</li> </ul>
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトリーチにおいて、民間事業者と情報連携を行う法的根拠を明確にする必要がある。業務委託を前提にしてしまうと、使えない人も出てくる。(有識者)</li> <li>➡本システムを利用して被災者の情報を取り扱う際の根拠法令を記載。(3.2.3.本システムを起動する前にあらかじめ決めておくべき詳細事項)</li> </ul>
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者への個人情報の提供は、必ずしも同意取得を必須とはしていない。運用に即した手順となっていることが重要。(有識者)</li> <li>➡ユースケースの中で第三者提供に関する本人同意が必要であるかを法的根拠を示しつつ記載。(3.2.3.本システムを起動する前にあらかじめ決めておくべき詳細事項)</li> </ul>
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後システムを起動した際の流れを確認するための訓練は必要。(都道府県)</li> <li>➡発災時を想定した流れの確認含めた訓練について記載。(3.4.広域被災者データベースの運用訓練)</li> </ul>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災直後から同じシステムにデータを関係者で入力していくことを想定してほしい。(都道府県)</li> <li>➡平時に情報連携を行う主体について合意形成を図る旨を記載。(3.6.5.ユースケース③避難所以外の被災者支援)</li> </ul>
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応について、判断を間違えることはある。災害救助法の適用以外の基準を設けるべき。局所的な災害であっても、広域避難が発生しているかどうか判断することはできない。(有識者)</li> <li>➡起動要請等も含めて起動の判断基準の考え方を整理。(3.2.3.本システムを起動する前にあらかじめ決めておくべき詳細事項)</li> </ul>

## これまでいただいたご意見詳細(大項目3)(3/3)

- 導入手順書に対し、これまでの会議体や個別ヒアリング、意見収集等から多様な観点でのご意見をいただき、反映要否の検討・成果物への反映を行った

#	ご意見(抜粋)
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>• システム起動のKPIを設ける必要があるのではないか。初心者でも導入手順書を見れば、本システムを一定時間内にセットアップできるようなようにしたい。(国)</li> <li>➡ 少なくとも3日以内に起動することを目標とする旨を記載。(3.2.3.本システムを起動する前にあらかじめ決めておくべき詳細事項)</li> </ul>
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 知事と市町村が協議して災害救助法の適用を判断する案があってもよいのでは。(国)</li> <li>➡ システム起動の基準を関係者で事前に決定する旨、起動の基準例を記載。(3.2.3.本システムを起動する前にあらかじめ決めておくべき詳細事項)</li> </ul>
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存のシステムのうち、主なものに対応するようなシステムであるべきではないか。(都道府県)</li> <li>➡ 既存システムと連携できるよう確認する旨を記載。(3.2.3.本システムを起動する前にあらかじめ決めておくべき詳細事項)</li> </ul>
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害ケースマネジメントの活動は長期的に続く。システム停止されても、被災者支援が継続されることも想定され、うまく移行させることが課題となることを記載してほしい。(自治体職員)</li> <li>➡ 停止する際には、被災者支援や情報共有が継続できる体制が確保されていることを確認する旨を記載。(3.7.1.利用状況の評価を踏まえた運用の停止の決定)</li> </ul>
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>• データ削除後にデータを戻すことは想定されるか。万が一を考え、一定期間バックアップを取っておくことを想定しておいた方がよいか。(委員)</li> <li>➡ 規定に基づき、保存期間満了後に適切な方法で削除を行う旨を記載。(3.7.4.データの引き継ぎ)</li> </ul>